第 三 号 議 案

大 分 県 立 学 校 に お け る 学 校 運 営 協 議 会  $\mathcal{O}$ 設 置 に 0 1 て

学 校 運 営 協 議 会 を 設 置 す る 学 校 と L て 左 記 0) لح お ŋ 設 置 す る

令 和 兀 年 五. 月 +七 日 提 出

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 尚 本 天 津 男

学 校 大 大 大 分 分 分 県 県 県 立 立. 立 中 竹 安 津 田 心 南 高 院 高 等 高 等 学 等 学 校 学 校 校 耶 馬 溪 校

設

置

大

分

県

77

玉

東

高

等

学

校

案

る

田委県 高 員 立 地 等 会 学 方 学 規 校 教 提 校則に育 第 お行理 大十け政由 分 号 る  $\mathcal{O}$ 県 学 組 立の校 織 中規運 及 津 定 営 び 南に 協 運 高よ議 営 等 り 会 に 学  $\mathcal{O}$ 関 校県 設 す 耶 置 <u>\f</u> る 馬 国 及 法 東び 溪 律 校高運 等 に 営 昭 学学に 和 校 校 関 三 す 運 +営 県 る 協 立規 年 議安則法 会心( 律 を 院 平 第 設 高 成 百 置 等 六 学 十 十 た校六 11 年 号  $\mathcal{O}$ 大 大 で 分 分 及 県 県 び 提 案立教大

す竹育分

# 大分県立学校における学校運営協議会の設置について

高校教育課

## 1. 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)について

①根拠 地方教育行政の組織及び運営に関する規則第47条の5第1項(平成29年改正)

「法第47条の5第1項の規定により、(中略)所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」

- ②導入状況(令和3年5月1日段階)
  - ・高等学校 全国 805校、九州 59校

#### 2. 概要

地域の高校において、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域 の住民等の協働による学校のさらなる魅力づくりを推進するため、令和5年度から新たに県立高校4校 にコミュニティ・スクールを設置する。

## 3. 新規設置校

国東高校、安心院高校、竹田高校、中津南高校耶馬溪校

## 4. 設置根拠

①規則関係 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

第2条第1項

教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。

- ② 期待される効果
  - ・ 組織的・継続的な体制の構築=持続可能性
  - ・ 当事者意識・役割分担=社会総掛かり
  - ・ 目標・ビジョンの共有=地域との「協働」活動
- 5. 設置時期 令和5年4月1日